

第10章 地域支援事業の実施目標

地域支援事業は、要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する事業で、介護予防事業と包括的支援事業・任意事業から構成されます。

また、法改正に伴い、介護予防事業は、平成29年度から新しい介護予防・日常生活支援総合事業へと切り替わるため、体制の整備に努めます。

1 地域支援事業における介護予防事業（平成28年度まで）

(1) 介護予防二次予防施策

① 二次予防事業対象者把握事業

要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象に、基本チェックリスト（生活についての質問票）を実施し、要支援・要介護状態となる可能性が高い人（二次予防事業対象者）を把握します。

② 通所型介護予防事業（かるやか教室）

二次予防事業対象者に、要支援・要介護状態となることを予防し、自立した生活を長く続けられるよう、運動器の機能向上・口腔機能の向上・栄養改善や認知症の予防など、あらゆる面から介護予防を図ります。

③ 訪問型介護予防事業

二次予防事業対象者に、保健師や理学療法士等が家庭訪問し、介護予防や健康づくりに関しての相談や支援を行います。

④ 介護予防二次予防施策評価事業

二次予防施策全般に対して、プロセス評価（事業が適切な手順・過程を経て実施できているか）、アウトプット評価（介護予防事業の実施状況）、アウトカム評価（介護予防事業による効果）を行います。

(2) 介護予防一次予防施策

① 介護予防普及啓発事業

一次予防事業対象者に、現在の自立した生活を長く続けられるように、運動器の機能向上、口腔機能の向上、脳活性化やうつ・閉じこもりの予防を図ります。

また、介護予防の知識を広く普及・啓発するために、健康教室や健康

相談を実施します。

さらに、介護予防の実施等を記載する介護予防手帳（かるやか手帳）やパンフレット（かるやかポスター）の作成配布、かるやか体操 DVD ・ビデオの貸出しを行います。

② 地域介護予防活動支援事業

介護予防に効果的なかるやか体操を、地域で普及する指導者を養成します（かるやか体操指導者養成教室）。

また、かるやか体操を行っている自主運営のグループを支援します。

③ 介護予防一次予防施策評価事業

一次予防施策全般に対して、プロセス評価（事業が適切な手順・過程を経て実施できているか）、アウトプット評価（介護予防事業の実施状況）、アウトカム評価（介護予防事業による効果）を行います。

2 地域支援事業における新しい介護予防・日常生活支援総合事業
（平成29年度から）

（1）介護予防・生活支援サービス事業

①訪問型サービス

要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。

②通所型サービス

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。

③その他の生活支援サービス

要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や、一人暮らし高齢者等への見守りを提供します。

④介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントします。

（2）一般介護予防事業

①介護予防把握事業

収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を把握し、介護予防活動へつなげます。

②介護予防普及啓発事業

一般介護予防事業対象者に、現在の自立した生活を長く続けられるように、健康教室・健康相談などにより、介護予防活動の普及・啓発を行います。

③地域介護予防活動支援事業

町内会や老人クラブ、いきいきサロン等の小地域単位で介護予防を普及するために、リーダーとなる方の学習会(かろやか体操指導者養成教室等)の実施や、住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。

④一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業について、プロセス評価(事業が適切な手順・過程を経て実施されているか)、アウトプット評価(介護予防事業の実施状況)、アウトカム評価(介護予防事業による効果)を実施します。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

(単位:回)

区 分	H27	H28	H29
かろやか体操指導者養成教室(計画値)	9	18	24

※平成28年度までは、介護予防一次予防施策として、平成29年度からは、一般介護予防事業として計上しています。

3 地域支援事業における包括的支援事業(地域包括支援センターの業務)

市内には3つの地域包括支援センターがあり、その運営は民間法人に委託しています。

地域包括支援センターが行っている包括的支援事業は、『介護予防ケアマネジメント事業』、『総合相談支援事業』、『権利擁護事業』、『包括的・継続的ケアマネジメント支援事業』の4つの事業に加え、「認知症施策の推進」、「在宅医療・介護連携」、「生活支援・介護予防(生活支援サービス体制整備)」を充実させるため、市や医療機関等と連携しながら事業を実施していきます。

また「地域包括ケアシステム」の考え方の実現に向けた取り組みを進めるため、介護・福祉・保健・医療・地域の関係者等の多職種が連携し、支援困難な事例等について検討する地域ケア会議を推進していきます。

なお、地域包括支援センターの公平・中立性を確保するため、「地域包括支援センター運営協議会」の中で、地域包括支援センターの運営の評価などを行っています。

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

介護予防二次予防対象者の介護予防プランの作成を行います。
また、サービス利用前後の状況を把握し、評価を行います。

(2) 総合相談支援事業

地域における様々な関係者とのネットワークの構築を図り、支援を必要とする高齢者の実態把握を行うとともに、サービスに関する情報提供や継続的・専門的な相談支援を行います。

(3) 権利擁護事業

高齢者に対する虐待防止や早期発見、成年後見制度に関する相談等、権利擁護を図るために必要な支援を行います。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）等の相談・指導・助言を行います。また、関係機関やボランティアなどの地域の社会資源との連携・協力体制の整備など包括的・継続的なケア体制の構築を行います。

(5) 認知症高齢者への支援

認知症高齢者とその家族を地域全体で支えるために、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ認知症地域支援推進員を配置し、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を行います。

4 地域支援事業における任意事業

(1) 高齢者等介護用品給付事業

要介護4または要介護5の要介護認定を受けている在宅生活者のうち、市民税非課税世帯に属する方に、介護用品（紙おむつ等）購入費の一部を助成します。

（単位：件）

区 分	H27	H28	H29
高齢者等介護用品給付事業（計画値）	16	20	20

(2) 住宅改修支援事業

要介護認定を受けている人が住宅改修費の支給申請をする際に、介護支援専門員（ケアマネジャー）等の作成する「住宅改修が必要な理由書」が必要になります。その作成手数料を負担します。

なお、負担には一定の制限があります。

（単位：件）

区 分	H27	H28	H29
住宅改修支援事業(計画値)	45	50	50

(3) 家族介護慰労事業

過去1年間介護保険のサービスを受けずに(年間1週間程度のショートステイを除く)、在宅で要介護4または要介護5の高齢者を介護している家族を支援します(市民税非課税世帯)。

（単位：件）

区 分	H27	H28	H29
家族介護慰労事業(計画値)	1	1	1

(4) 成年後見制度利用支援事業

認知症などの理由で判断能力の不十分な方を保護し、支援する成年後見制度について、身寄りがいないなどの理由で法定後見の審判の申し立てができない場合に市長が申し立てを行います。また、申し立てに係る経費や後見人等の報酬を負担できない場合は、市がその費用を負担します。

（単位：件）

区 分	H27	H28	H29
成年後見制度利用支援事業(計画値)	5	5	5

5 地域包括ケアの推進

「地域包括ケア」とは、可能な限り住み慣れた地域において継続して住み続けることができるよう、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援サービス」を、高齢者の日常生活の場において、有機的かつ一体的に提供していく考え方です。

その地域包括ケアを推進するに当たっては、地域における各種支援体制の中核的な役割を果たす地域包括支援センターが担うべき役割は重要です。

そのため、地域包括支援センターを中心に、地域住民、民間事業者、行政がこれまで以上に連携し、高齢者の生活を支えられるよう、地域包括支援センターの機能強化・充実に努め、地域包括ケアの考え方や、支援困難な事例等について検討する地域ケア会議を推進します。